

議事要旨(2) 「特別目的会社専門委員会における検討状況について」

冒頭、新井専門委員長より、審議事項(2)-1に基づき、連結の範囲及び認識の中止に関する特別目的会社専門委員会における今後の検討の進め方について説明がなされ、引き続き小賀坂主席研究員よりディスカッション・ポイントを中心に、平成21年2月に当委員会から公表された「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」に寄せられたコメントも踏まえて、現在事務局が考えている検討の方向性について説明がなされた。説明後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

(連結の範囲に関する検討の方向性について)

- ・ 複数の委員から、特別目的会社（以下、SPE）の取扱いに関する現行規定について、削除を前提として議論を進めるのは性急ではないか、削除の理由も明確にすべきではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、現行のSPEの取扱いは形式的要件により子会社に該当しないことを認める例外規定であり、そのようなルールは国際的な会計基準にはなく、また、現行規定の維持を前提とする考え方と平行で検討していくとあって議論が複雑となる恐れがあること、今回の委員会で削除の要否を諮るものではなく、削除した場合の影響を検討していき、実際の削除の要否については、その検討結果を踏まえて、今後の委員会で審議されることなどの説明がなされた。
- ・ 他の委員から、現行のSPEの取扱いは例外であり削除の方向には賛成であること、一方で、パワーとリターンの概念を支配の定義に入れるとすると、SPEについてもどのように当てはめていくのが論点となるだろう、といった意見があった。また、別の委員から、事業を営む典型的な企業とSPEとで明確に分けられるものではないので、同じ枠組みで整理し、合わせて信託や組合なども議論して欲しいといった意見があった。これらに対して事務局からは、パワーとリターンの個別具体的な当てはめはIASBの動向も見ながら検討を進めていく予定であること、また、SPEと事業を営む典型的な企業との区分が困難であることは理解しており、どの程度分けずに円滑に進めることができるのか検討していること、信託も組合も検討の対象として今後の委員会で審議する予定であることが説明された。

(認識の中止に関する検討の方向性について)

- ・ ある委員から、IASBでも認識の中止については、公開草案の内容に関して議論が混迷していると認識しており、慎重な対応をしてほしいとの意見があった。事務局からは、今後のIASBの動向を踏まえながら検討していく旨の説明がなされた。

以上